

太上感應篇（だじょうかんのうへん）

『太上感應篇』とは。

中国の南宋初期（12世紀前半）に成立した道教の倫理書。作者は李昌齡と推定されている。内容は一般庶民向けの実践的な道德書である。

日本には15世紀末頃にもたらされたと推測される。本邦で最初の解説書には「太上感應篇俗解（ぞくげ）」がある。延宝八年（1680年）に南部草寿という学者によつて書かれた。

また、寛政十年（1798年）には、石竜子相明という僧による講釈を、門人が筆記した「太上感應篇倭註」という書も成立している。

〔俗解〕「倭註」ともに「神道大系103 論説篇16」に所収）

太上感應篇（原文漢文・読み下し文）

仙經（せんきょう）に曰く、

禍福に門なし、惟（た）だ人、自ら召（まね）く。善惡の報いは、影の形に随ふが如し。

是（こゝ）を以て天地に司過（しか）の神有り。人の犯す所の輕重に依りて、以て人の算（さん）を奪ふ。算減（さんげん）すれば則（すなわ）ち貧耗（ひんかう）にして、多く憂患（いうくわん）に逢ひ、人皆（みな）之を惡（にく）み、刑禍（けいくわ）之に随ひ、吉慶（きちけい）之を避け、惡星（あくせい）之に災（わざ）し、算尽（さんじん）すれば則ち死す。

又た三台北斗の神君（さんくんとん）有り。人の頭上に在りて、人の罪惡を録（しる）し、其の紀算（きさん）を奪ふ。

又三尸（さんし）の神有り。人の身中に在りて、庚申の日至る毎（ごと）に、輒（すなは）ち上（のぼ）りて天曹（てんそう）に詣（いた）り、人の罪過を言ふ。月晦（げつくわい）の日には竈（かまど）の神も亦た然り。

凡そ人過ちあらば、大なれば即ち紀を奪ひ、小なれば即ち算を奪ふ。其の過（あやまち）に大小數（おほいさず）百事あり。生を求めんと欲する者は、先づ須（すべ）からく之を避くべし。是（ぜ）なる道は則（すなわ）ち進み、非なる道は則（すなわ）ち退く。

邪徑（じやくい）を履（ふ）まず、暗室（あんしつ）を欺（あざむ）かず。徳を積み、功を累ね、心を物に慈（いつくし）み、忠孝友悌（ちゅうこうゆうてい）（いうてい）、己を正しくして、人を化す。

孤を矜(あはれ)み、寡(か)を恤(め)ぐみ、老を敬ひ、幼を懷(な)つけ、昆虫草木も猶(な)ほ傷(やぶ)る可からず。宜しく人の凶を憫(あは)れみ、人の善を楽しみ、人の急を濟(すく)ひ、人の危うきを救ふべし。

人の得(う)るを見ては、己の得るが如くし、人の失へるを見ては、己の失へるが如くす。人の短を彰(あらは)さず、己の長を炫(かざ)やかさず。悪を遏(とど)め、善を揚げ、多きを推し、少きを取る。

辱(はずかし)めを受けて怨まず、寵(ちよう)を受けては驚くが若くす。恩を施して報いを求めず、人に与へて追悔せず。

謂はゆる善人は、人皆之を敬ひ、天道之を佑(たす)け、福祿之に随ひ、衆邪之に遠ざかり、神靈之を衛(まも)りて作(な)す所必ず成る。神仙も冀(こひ)ねがふ可(べ)し。

天仙を求めんと欲する者は、当(まさ)に一千三百の善を立つべし。地仙(ちせん)を求めんと欲する者は、当(まさ)に三百の善を立つべし。

苟(いや)しくも或は義に非(あら)ずして而も動き、理に背いて而も行ひ、悪を以て能と為し、忍んで残害を作(な)し、陰(ひそ)かに良善を賊(そこ)なひ、暗に君親を侮(あなど)り、其の先生に慢(おご)り、其の事(つか)ふる所に叛(そむ)き諸(もろもろ)の無識を誑(たぶらか)し、諸の同学を謗(そし)り、虚誣詐欺(きよぶさぎ)し、宗親(そうしん)を攻め訐(あば)き、剛強にして仁ならず、狼戾(らうれい)にして自ら用ひ、是非当らず、向背(かうはい)宜しきに乖(そむ)き、下を虐げて功を取り、上(かみ)に諂(へつら)ひて旨を希(ねが)ひ、恩を受けて感ぜず、怨みを念(おも)ひて休(や)まず、天民(てんみん)を軽蔑し、国政を擾乱(ぜうらん)し、賞を非義に及ぼし、刑を辜(つみ)なきに及ぼし、人を殺して財を取り、人を傾けて位を取り、降(くだ)れるものを誅(ちゆう)し、服せるものを戮(ころ)し、正しきを貶(おとし)し、賢を排し、孤を凌(しの)ぎ、寡(か)に逼(せま)り、法を棄て、略(まひ)なひを受け、直(なほ)きを以て曲れりと為し、曲れるを以て直しと為し、軽きを入れて重しと為し、殺すを見ては怒りを加へ、過ちを知りて改めず、善を知りて為さず、自らの罪を他(ひと)に引き、方術を壅塞(ようそく)し、聖賢をせん謗(せんぼう)し、道徳を侵凌(しんりよう)し、飛ぶを射(い)、走るを逐(お)ひ、蟄(かく)れたるを発(あば)き棲(やど)れるを驚かし、穴を填(うづ)め、巢を覆(くつがへ)し、胎(は)らめるを傷け、卵を破り、人の失あらんことを願ひ、人の成功を毀(そ)り、人を危(あや)ふくして自ら安んじ、人を減じて自ら益し、悪(あしき)を以て好きに易へ、私を以て公(おほ)や

け)を廢し、人の能(のう)を窃(ぬす)み、人の善を蔽(おほ)ひ、人の醜きを形(あら)はし、人の私(わたくし)を訐(あば)き、人の貨財を耗(へら)し、人の骨肉(こつにく)を離し人の愛する所を侵し、人の非を為すを助け、志を逞(たくま)しくして威(いきほひ)を作し、人を辱めて勝たんことを求め、人の苗稼(べうか)を敗(やぶ)り、人の婚姻を破り、苟(かりそめ)に富みて而も驕り、苟(かりそめ)に免れて耻(は)づること無く、恩を認め、過(あやまち)を推(お)し禍を嫁し、悪を売り、虚しき誉を買い、險しき心を包貯(たくわ)え、人の長ずる所を挫き、己の短なる所を護り、威に乗じて迫り脅かし、暴を縦(ほしいまま)にして殺傷し、故なくして剪裁(せんさい)し、礼に非ずして烹宰(ほうさい)し、五穀を散らし捨て、衆生を勞擾(ろうじょう)し、人の家を破りてその財宝を取り、水を決(き)り火を放ちて以て民居を害し、規模を紊乱(びんらん)して以て人の功を破り、人の器物を損じて以て人の用を窮(きゆう)せしめ、他の榮貴(えいき)を見ては、他の流貶(りゆうへん)せられんことを願ひ、他の富有(ふいう)を見ては他の破散(はさん)せんことを願ひ、他の色の美なるを見ては、心を起こして之を私(わたくし)せんとし、他の貨財(くわざい)を負ひては、他の身の死せんことを願ひ、干求(もとめて)遂げざれば便(すなわ)ち呪と恨みを生じ、他の便(たより)を失ふを見ては便(すなわ)ち他の過(あやまち)を説(よろこ)び、他の體相(たいそう)の不具なるを見ては之れを笑ひ、他の才能の称す可きを見ては之を抑(おさ)へ、蠱(まじもの)を埋(うづ)めて人を厭(まじな)ひ、藥を用ひて樹を殺し、師傳(しふ)を恚怒(いか)り、父兄に抵触し、強(し)ひて取り強(し)ひて求め、好みて侵(をか)し、好みて奪ひ、虜(とり)掠(かす)めて富を致し、巧(たくみ)に詐(いつはり)りて遷(うつ)らんことを求め、賞罰を平(たいらか)にせず、逸樂すること節に過ぎ、其の下を苛虐(しか)り雨を罵(のの)しり、鬪(う)やくし、天を怨み人を尤(とが)め、風を呵(しか)り雨を罵(のの)しり、鬪合争訟(とうがふさうしよう)し、妄(みだ)りに朋党(ほうとう)を逐(お)ひ、妻妾(さいせふ)の語(ことば)を用ひて父母の訓(おしへ)に違(たが)ひ、新(あたらしき)を得ては故(ふるき)を忘れ、口には是(ぜ)として心には非とし、財を貪(むさぼ)り冒して其の上を欺き罔(し)ひ、悪語(あくご)を造作して平(たいらか)なる人を讒毀(ざんき)し、人を毀(そ)りて直と称し、神を罵(のの)しりて正と称し、順なるを棄て、逆に效(なら)ひ、親(したしき)に背きて疎(うと)きに向ひ、天地に指(ゆびさ)して鄙(いや)しき懷(こころ)を証(あか)し、神明を引きて而(しか)も猥事(わいじ)鑑(かんが)み、施し与へて後悔し、仮借して還さず、分外に営み求め、力の上に施設し、淫欲度に過ぎ、心は毒にして貌(かたち)は慈(じ)に、穢れたる食(しょく)を人に饒(あた)へ、左(よこしま)の道もて衆(しゅう)を惑はし、尺を短くし、度(ものさし)を狭(せば)め、秤(はかり)を軽くし、升(ます)を小さくし、偽(いつわり)を以て真に雜(まじ)へて姦利(かんり)を採取

し、良きを庄(おと)して賤(いやし)と為し、愚人を謾罵(まんばく)し、貪婪(ど  
んらん)にして厭(いと)くこと無く、呪詛(じゆ)して直を求め、酒を嗜(たしな)みて悖乱(はい  
らん)し、骨肉(こつにく)忿(いかり)争ひ、男は忠良(ちゆうりやう)ならず、  
女は柔順(じゆうじゆん)ならず、其の室(むろ)に和せず、其の夫を敬はず、毎(つね)に矜(おご)  
り誇るを好み、常に妬(ねた)み忌むことを行ひ、妻子に行無(おこなひな)く、  
舅姑(きうこ)に礼を失(しつ)し、先靈(せんれい)を輕慢(けいまん)し、上命(じ  
やうめい)に違逆(ゐぎやく)し、無益(むえき)を作爲し、外心を懷(くわい)けふし、自  
(みづか)ら呪ひ、他を呪ひ、偏(かたよ)りて憎み、偏りて愛し、井(ゐど)を越  
え、竈(かまど)を越え、食を跳(とび)こえ、子を損(こ)じ胎(はら)めるを墮(おと)し、行(お  
こなひ)に隱僻(いんぺき)多く、晦臘(くわいらう)に歌舞(かぶ)し、朔旦(さく  
たん)に号怒(かうど)し、北(きた)に對(むか)ひて涕唾(ていだ)し及(ま)た溺(いぼ)り  
し、竈(かまど)に對(むか)ひて吟詠(ぎんえい)し又(こ)哭(な)くし、又(また)竈(かまど)の火(ひ)を以(も)て香(か  
う)を焼(た)き、穢(けが)れたる柴(たきぎ)にて食を作り、夜(よ)起きて裸(はだか)を露(あらし)し、  
八節(はつせつ)に刑(か)を行ひ、流星(りゅうせい)に唾(つば)きし、虹霓(こうに)を指(ゆび)さし、  
輒(すなは)ち三光(さんくわう)を指(さ)し、久(ひさ)しく日月(じつげつ)を視(み)、  
春月(はるつき)に燎(や)きて獵(かり)し、北(きた)に對(むか)ひて惡罵(あくば)し、故(ゆ)なくして  
龜(かめ)を殺(ころ)し蛇(へび)を打(う)つ。

此(かく)の如(ごと)き等(たぐひ)の罪(つみ)をば、司命(しめい)は其(その)輕重(けいちゆう)に隨(したが)ひ  
て、其(その)紀算(きさん)を奪(うば)ふ。算(さん)尽(つ)くれば則(すなは)ち死(し)す。

死(し)して余責(よせき)あらば、乃(すなは)ち殃(わざはひ)子孫(こ)に及(およ)ぶ。又(また)諸(こ  
れ)横(よこしま)に人(ひと)の財(さい)を取(と)る者は、乃(すなは)ち其(その)妻(つま)子(こ)家(け)口(こう)を計(か  
はかり)て以(も)て之(これ)に當(あた)りて、漸(ようや)く死(し)喪(そう)に至(いた)らしむ。若(も)し  
死(し)喪(そう)せざれば則(すなは)ち水(みづ)火(か)すあ(く)わ、盜(ぬす)賊(ぞく)、器(け)物(ぶつ)の遺(い)忘(ぼう)、疾(し)  
病(びやう)(しつ)ぺい)、口(くち)舌(ぜつ)の諸(しよ)事(じ)ありて、以(も)て妄(みだ)りに之(これ)を取(と)  
るの直(あたひ)に當(あ)つ。

又(また)枉(まげ)て人(ひと)を殺(ころ)す者は是(こゝ)れ刀(たう)兵(へい)を易(か)へて相(あ)殺(ころ)さしむ。

非(ひ)義(ぎ)の財(さい)を取(と)る者は、譬(たと)へば漏(ろう)脯(ほ)に飢(う)を救(す)ひ、鳩(こ)酒(しゆ)  
に渴(かつ)を止(と)むるが如(ごと)し。暫(しば)くは飽(あ)かざるに非(ひ)ざるも、死(し)も亦(また)之(これ)  
に及(およ)ぶ。

夫(つま)れ心に善(ぜん)を起(おこ)さば、善(ぜん)、未(ま)だ為(な)さずと雖(も)、而(しか)も吉(きち)神(じん)巳(す)で  
に之(これ)に隨(したが)ふ。或(ある)は心に惡(あく)を起(おこ)さば、惡(あく)、未(ま)だ為(な)さずと雖(も)、而(しか)も凶(きう)神(じん)巳(す)で  
に之(これ)に隨(したが)ふ。

其れ曾(かつ)て悪事を行ふことあるも、後自(のちみづか)ら改め悔い、諸悪を作すこと莫(な)く、衆善を奉行(ぶぎよう)せば久々(きうきう)にして必ず吉慶(きつけい)を獲(え)ん。謂(い)はゆる禍を転じて福と為すなり。

故に吉人は善を語り、善を視(み)、善を行ふ。一日に三善あらば、三年にして天必ず之に福を降(くだ)さん。凶人は悪を語り、悪を視、悪を行(おこな)ふ。

一日に三悪あらば、三年にして天必ず之に禍(わざはひ)を降さん。胡(なん)ぞ勉めて之を行(おこな)はざらんや。(以上・全文)

※本文は複数の文献を参考に作成した。